

## 1 対象事業（令和5年10月1日以降）（外来対応医療機関向け）

令和5年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（4）外来対応医療機関設備整備事業	外来対応医療機関の設備整備	①新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
（15）外来対応医療機関確保事業	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援	①市町村 ②令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646

## （４）外来対応医療機関設備整備事業の補助品目について

### 外来対応医療機関設備整備事業

#### 1 補助対象設備及び上限額（要綱別表2）

対象設備	上限額
個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、フェイスシールド）	医療従事者一人1日当たり 3,600円
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円
HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000円
簡易ベッド	1台当たり 51,400円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室です。

#### 2 その他(留意事項)

・補助は原則として令和5年度の新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限ります。（個人防護具を除く）

・令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は個人防護具以外は補助対象外になります。

また、個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金補助品目について①（外来対応医療機関設備整備事業）

## 個人防護具

1 個人防護具の上限額 : 医療従事者一人一日あたり3,600円

2 「別表3 個人防護具に関する規格」に該当するものを補助  
(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、フェイスシールド)

**例・ガウン** 耐水性のある不織布素材である。  
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

**※全身を完全に覆う医療用防護服は補助対象外**

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金補助品目について①（外来対応医療機関設備整備事業）

## HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)

補助上限額：1施設当たり905,000円

「HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）」の補助については、陰圧対応機能の活用が前提条件になります。  
申請される場合は設置図及び見積書、カタログ等の金額がわかる資料と合わせて、別添申請様式の「HEPAフィルター付き空気清浄機確認書」をご提出ください。

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金補助品目について①（外来対応医療機関設備整備事業）

## 簡易診療所※及び付帯する備品

### 簡易診療室※及び付帯する備品の上限額：実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室です。

2類感染症としての新型コロナウイルスの緊急対応として、既存の構造物では診察が難しい状況である場合に、テントやプレハブなどの臨時的な構造物を構築し診療するものを補助するものです。

※ 新型コロナウイルスは令和5年5月8日以降5類感染症となり、インフルエンザと同様、通常の医療の中で対応していくことになることから、**新たなコロナ対応のための簡易診察室の構築への公費補助は基本的に実施できません。**

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金補助品目について②(外来対応医療機関確保事業)

## (15)外来対応医療機関確保事業の補助品目について

### 外来対応医療機関確保事業

目的	外来対応医療機関の <u>新設に伴い必要となる初度設備等</u> の支援
補助対象	<u>新たに外来対応医療機関</u> となり、少なくとも <u>令和5年度中は継続</u> する医療機関 ※ <u>令和5年3月10日以降</u> 、新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は発熱診療等医療機関)の指定を受けた医療機関が対象
対象経費	① 患者案内のための看板の設置料 ② ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ③ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ④ 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費 ⑤ 非接触サーモグラフィーカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費
上限額	1施設当たり <u>500,000円</u>

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和5年10月1日からの主な変更点

## 1・補助対象の限定

令和5年9月30日以前に「外来対応医療機関設備整備事業」による補助を受けた方は同事業の個人防護具以外の補助は対象外になります。

※ なお、過去に神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の補助により構築した簡易診察室、簡易病室の撤去費用についてはこの限りではありません。

## 2・個人防護具補助の対象期間の限定

個人防護具補助の対象は感染拡大期（病床確保料補助の「段階Ⅰ」～「段階Ⅲ」の期間内）に使用したものに限りです。



詳細はP8へ

## 3・消毒経費補助の終了

消毒経費補助（個人防護具に係る感染性廃棄物処理費用を含む）は令和5年9月30日をもって終了しました。

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和5年10月1日からの主な変更点



## 2 個人防護具補助の対象期間の限定

### 1 補助対象

5類移行後から9月末まで

<全期間>

令和5年4月1日以降に購入し、令和5年9月30日までに使用した個人防護具を補助

令和5年10月1日～令和6年3月31日まで

<期間>

感染拡大期のみ限定

**感染拡大期(下記の段階Ⅰ～Ⅲの期間)に使用した個人防護具を補助(令和5年4月1日以降に購入が前提)**

### 2 補助対象となる感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）とは

神奈川県内新型コロナウイルス入院医療機関の入院者数による感染状況の「段階」を設定。段階Ⅰ～Ⅲの期間が個人防護具の補助対象期間となります。

段階	段階0	段階Ⅰ	段階Ⅱ	段階Ⅲ
移行基準		7波ピーク時(2064人)の 1/3在院者	7波ピーク時の 1/2在院者	7波ピーク時の 8割の在院者
県移行基準 (入院者数)	688人 未満	688人以上	1,032人以上	1,651人以上
	補助対象外 期間	補助対象期間		

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 令和5年10月1日からの主な変更点

## 2 個人防護具補助の対象期間の限定

### 感染拡大に係る「段階」の確認方法

「段階」の状況については、次の県ホームページをご確認ください。

○「病床確保料の対象となる感染拡大期の「段階」」

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/byousyokakuho\\_dankai.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/byousyokakuho_dankai.html)

WEB検索

神奈川県 感染拡大期 段階

《参考》

令和5年10月1日からこの通知の送付日までの「段階」

令和5年10月1日～10月10日

段階 I

補助対象

令和5年10月11日～10月23日

段階0

補助対象外

**Q1・10月1日以降の個人防護具補助について、補助対象となる期間が感染拡大期（「段階」）に限定されるとのことですが、どのように申請をすればよいでしょうか。**

**A1・交付申請時にはいつが「感染拡大期（段階Ⅰ～Ⅲ）」になるか不明ですので、想定できる最大期間（申請案内発出日までの段階0の日を除く）の補助申請が可能です。  
実績報告時に実際の補助対象日分の実績をご報告いただきます。**

**Q2・個人防護具の補助実績は「段階」ごとに作成するのか**

**A2・実績報告時に各補助対象日に使用した品目と数量を記載していただき、実績額を算出していただきます。（上半期の実績報告と同様の様式に補助対象日の実績のみを記入して算出）  
「段階」別の作成の予定はありません。**

**Q3・入院医療機関設備整備、外来対応医療機関設備整備、救急・小児・周産期事業において、過去に「本事業による補助を受けた医療機関」は補助対象外とありますが、過去に補助を受けた品目とは別の品目も対象外なのではないでしょうか。**

**A3・「本事業による補助」はそれぞれの事業における補助実績を指し、品目の相違を問いません。**

**Q4・10月1日以降は個人防護具の補助対象期間が感染拡大期に限定されるということだが、感染拡大期以外に購入したものは補助対象になるのか。**

**A4・補助対象期間中に使用された個人防護具が対象となるため、10月以降に当該期間外に購入した場合であっても、補助対象期間中に使用した個人防護具については、本交付金の補助対象となります。**

## 期間中のコロナ患者受入実績とG-MISへの入力について

補助には次の要件が必要です。

### ○外来対応医療機関設備整備事業

(1) 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績があること

実績報告時に、G-MISへの入力（入力がない場合は診療を証する書類（レセプトの写し））により診療実績を確認します。 実績がない場合は補助対象外になりますので、ご注意ください。

●補助金は、原則、実績に応じた精算払いになります。ただし、補助金の交付がないと補助対象となる設備の購入ができないなどのご事情により概算払いを希望される場合は、提出期限までにお電話でご相談ください（提出期限以後のご相談はお受けできません）。

●申請の締切は、令和5年11月8日（水）です（**当日消印有効**）。

月	スケジュール	
10月	申請受付開始	
11月	11月8日（水）交付申請受付締切（消印有効）	受付後、順次 ①審査 ②交付決定
12月		
1月		
2月		
3月		
4月	4月上旬実績報告受付締切	受付後、順次 ①審査 ②額の確定 ③支払い
5月		

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和7年5月31日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）